

行政改革大綱第5次改訂版（計画期間：平成24年度～平成26年度）

3年間の取り組み結果

「愛川町行政改革大綱第5次改訂版」に基づき、改善の取り組みを推進した結果、次の項目で経費の削減や歳入確保などの成果がありました。ここに、3年間の効果額等をまとめましたのでご報告いたします。

改善項目	取組年度	内 容	効果額(千円)
(No.1) 新たな協働の仕組みについての検討・導入	H24	地域の町民公益活動団体が、身近な公園や道路などの美化活動を町と協働で進める「まち美化アダプト制度モデル事業」を引き続き実施するとともに、地域の課題解決を図るため、「住民提案型協働事業」を協働で推進することとした。	253 (プラス効果額)
(No.6) 町ホームページ等の充実	H26	ホームページ管理システム（CMS：コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、携帯電話用・スマートフォン用ホームページやメール配信サービス、ツイッター等との自動連携により情報発信の迅速化等を図るもので、更新作業に係る委託業者への経費を削減した。	1,642 削減
(No.12) 有料広告掲載制度の推進	H24	自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な町ホームページの有料広告掲載枠を9枠から12枠に拡大を図った。	180 歳入確保
(No.13) 使用料・手数料の見直し	H24	公共下水道使用料を平成25年4月から平均8%（平成24年度比）増額改定し、受益者負担の適正化に努めた。	37,615 歳入確保
	H26	愛川聖苑使用料について、平成27年7月から、動物炉にあつては、重量別の料金設定を導入するとともに、式場については、町外利用者の使用料を改定し、より適正な料金設定となるよう見直しを行った。	12,865 歳入確保
(No.16) 町税納期前納付報奨金制度の見直し	H26	町県民税（普通徴収分）と固定資産都市計画税の「納期前納付報奨金制度」について、制度対象者に係る公平性の観点や県内他市町村の運用状況等を踏まえ、廃止に向けた段階的な取り組みを実施するもので、従前の交付率100分の0.2を平成27年度に100分の0.1に引き下げ、平成28年度に制度を廃止するもの。	8,004 削減
(No.18) 経常的事務経費の削減	H24	「暮らしの便利帳」の作成に掲載広告を募り、その広告料をもって費用の全額を賄うこととしたほか、複合機導入による事務の効率化や経費削減、町営住宅管理システムの町村情報システム共同化処理により、高度化と費用の削減を図るなど、各種事務事業の見直しにより、経常的事務経費の削減に努めた。	19,066 削減
	H25	一般法規図書が必要部数を見直し、183冊あった一般法規図書を123冊に減らすことで追録に係る代金を削減したほか、消防職員用寝具を購入する方式から寝具リースへ切替えることで、クリーニング等に係る経費を削減するなど、経常的事務経費の適正な支出に努めた。	2,724 削減
	H26	固定資産評価に係る現地調査を補完する基礎資料として実施する航空写真撮影を町単独から共同化へ移行したことによる経費削減や、ごはん食推進事業及び青少年健全育成事業の見直し、一般法規図書の追録代金の削減など、経常的事務経費の適正な支出に努めた。	3,220 削減
(No.19) 各種手当等扶助費関係経費の見直し	H24	障害者医療費助成制度の見直しをはじめ、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費や高齢者バス割引乗車券購入費助成事業等、様々な支援に要する社会保障経費の必要性や投資効果の検証を行い、所得制限や年齢制限を導入するなど、持続可能な制度となるよう見直しを行った。	15,683 削減
	H25	扶助費による事業成果を検証した結果、「子育て世帯家賃助成事業補助金」「子育て支援金支給事業補助金」を廃止とし、新たに実施する子育て支援策の財源とした。	12,579 削減

改善項目	取組年度	内 容	効果額(千円)
(No.20) 補助金等の見直し	H24	私立幼稚園就園奨励費の町単独分の補助金や林産物特産化事業補助金等について、行政評価制度の手法を用いて見直しを行うとともに、繊維産業設備等改善資金預託金や利子補給金の利用状況、補助対象事業費の精査により、事業等の適正化に努めた。	14,195 削減
	H25	行政評価である特定分野評価において、補助金等に係る交付目的と事業成果を精査した結果、消防団家族慰安会補助金や愛甲郡町村会負担金、あいかわ町民活動応援事業補助金など7つの補助金について見直しを行い、交付金額の適正化を進めた。	4,741 削減
	H26	町内の児童養護施設及び介護保険施設等に助成している水道料金の一部を、県営水道の減免制度の見直しと同様に、廃止に向けた段階的な補助率の引き下げによる削減や、内陸工業団地労働組合への補助金及び広聴委員会への補助金の見直しを行った。	5,968 削減
報酬・給与の適正化 (No.21)	H24	社会経済情勢や民間賃金を反映した人事院勧告等に基づく国・県の給与制度、さらには県内市町村の動向などを踏まえ、住居手当の見直しを行った。自己の所有する住宅等に居住する職員に対する住居手当、いわゆる「持ち家に係るもの」月額11,500円を段階的な廃止により、職員給与の適正化に努めた。 ※対象職員の削減影響額緩和措置 H24:11,500円⇒H25:8,000円⇒H26:4,000円 H27:0円	6,678 削減
	H25	昨年度に引き続き、住居手当の見直しを行い、自己の所有する住宅等に居住する職員に対する住居手当を8,000円から4,000円に減額した。また、町議会議員の改選時等における議員報酬の算定方法を月額計算から日割り計算に改めたことにより、報酬額の適正化に努めた。	7,852 削減
	H26	職員給与の持家の住居手当に係る支給額の経過措置終了による削減を図ったもの。	6,768 削減
定員適正化の推進 (No.25)	H24	「技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、退職者2名の不補充により定員適正化の取組みを進め、効率的な定員管理に努めた。 (技能労務職退職者2人分不補充による削減)	16,354 削減
(No.33) 事務事業の外部委託化の推進	H25	小学校給食調理業務の全てを民間企業に委託し、民間企業が有するノウハウを活用することで、住民サービスを向上させるとともに、経費の節減を図った。	7,905 削減
合 計	行政改革による削減効果額		133,379
	財源確保額		50,660